

## 三重県測量業者登録簿閲覧規則

昭和三十七年五月十八日

三重県規則第四十七号

改正 平成 元年 三月三十一日 三重県規則第二九号  
平成 四年 七月一七日 三重県規則第五三号  
平成 九年 三月三十一日 三重県規則第一一六号

三重県測量業者登録簿閲覧規則を次のように定める。

### 三重県測量業者登録簿閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、測量法施行令(昭和二十四年政令第三百二十二号)第二十八条の規定に基づき、三重県測量業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)における測量業者登録簿その他の書類(以下「登録簿等」という。)の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧時間)

第二条 登録簿等の閲覧時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

一部改正〔平成四年規則五三号〕

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第二号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

一部改正〔平成元年規則二九号〕

(臨時休日等)

第四条 知事は、登録簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け又は閲覧時間の伸縮をすることができる。

2 知事は、前項の規定により、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を伸縮した場合においてはその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手数料)

第五条 登録簿等の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第六条 登録簿等を閲覧しようとするときは、別記様式による閲覧票に閲覧しようとする登録簿等の種類、閲覧しようとする者の住所、職業、氏名及び年令を記入し、知事に提出しなければならない。

(登録簿等の持ち出し禁止)

第七条 登録簿等は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止等)

第八条 知事は、次の各号の一に該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月三十一日三重県規則第二十九号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成四年七月十七日三重県規則第五十三号）

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日三重県規則第百十六号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。